

玄海原子力発電所2号機 第20回定期検査の概要

1. 関係法令

電気事業法第54条（定期検査）

電気事業法第55条（定期事業者検査）

2. 定期検査及び定期事業者検査を実施した設備

(1) 原子炉本体及び原子炉冷却系統設備

(2) 計測制御系統設備

(3) 燃料設備

(4) 放射線管理設備

(5) 廃棄設備

(6) 原子炉格納施設

(7) 非常用予備発電装置

(8) 蒸気タービン設備

3. 定期検査期間中に実施した主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体121体のうち40体を新燃料に取り替えた。

なお、今回の定期検査において漏えいが確認された燃料集合体1体は、健全な燃料集合体に取り替えた。

(2) 余剰抽出配管取替工事

今回の定期検査において余剰抽出配管にひび割れが認められたことから、対策として、熱成層による疲労損傷が発生しないよう配置を変更し、新しい配管に取り替えた。

以 上